

公告第 3 4 号

令和 4 年 9 月 2 1 日

TSI ホールディングス健康保険組合
理 事 長 中 本 文 太

「組合規約」の変更について

標記について、組合会にて決議し、関東信越厚生局に認可申請を行ない、令和 4 年 9 月 2 0 日付けで認可されましたので、組合規約第 5 2 条の規定により公告します。

記

1. 規約変更理由

令和 4 年 9 月 2 0 日に、組合の事務所が東京都港区北青山 1 丁目 2 番 3 号から東京都渋谷区神南 1 丁目 6 番 3 号に移転することによるもの。

2. 規約変更内容

新旧条文対照表参照

以上